

グローバル税務戦略と リスクマネジメント ～迫りくるBEPS、TPP、間接税への対応～



基調講演

BEPSからポストBEPSへ ～大企業から中堅企業へ～

横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授 川端 康之氏



日本企業のグローバル化とともに、企業経営における国際税務戦略が複雑化しつつある。「税源浸食と利益移転(BEPS)」に対応した移転価格の文書化、「環太平洋経済連携協定(TPP)」交渉の大筋合意による関税撤廃や削減への準備、各国・地域ごとにめまぐるしく変化する間接税への対応など、国際税務には高度な知識と専門性が要求されるが、企業の経理・財務部門では人材が不足気味だ。このため、税務IT(情報技術)ソリューションの導入や、専門家からのアドバイスが求められている。

一部のIT系多国籍企業の極端な租税回避策にどう対応するか。2010年に英国、アイルランド、米国などで社会問題となり、その後、経済協力開発機構(OECD)を中心に進められてきたBEPSプロジェクトは、10月にOECDが最終報告書を公表したことで、全容が明らかになった。最終報告書は、全体で15分野に分かれているが、これは4ヶ

ループに集約できる。「デジタルエコノミーの挑戦、多国間協定(フランク15)」「国際的一貫性の確立(2-5)」「国際基準の修復(6-10)」「透明性確保(11-14)」の4つだ。今回のフランクでは、仲裁など紛争解決機能を強化した多国間条約の締結を明記した点と、各国政府に対する事後モニタリング

が追加された点が新しい。ただし、BEPSプロジェクトに対しては、米国と英仏独には温度差がある。米国はタックスヘイブン対策(CFC)税制強化に積極的だが英国は消極的で、逆に英仏独は多国間条約に積極的だが米国は消極的だ。また、OECD加盟国と非加盟国との間、さらには途上国間にも温度差は存在する。日本企業の場合は、透明性確保のための移転価格の文書化が重荷となる。文書化は国別報告

課税として何か考えられるのか。ポストBEPS時代には、経理あるいは財務という文脈だけでなく、税務をどう捉えているか、思わぬ落とし穴に落ちかねない。法務リスクである以上、社内情報管理と効率的リスクマネジメントが肝になる。

いはい2国間や多国間での課税権配分という発想が消えることはないだろう。その意味では、パラダイムシフトは起こらないといのが妥当な見方だ。税制は主権が支配するところであり、国によって税制が違っている。米国の利権を最優先しており、OECDへの奉仕に消極的だ。一方で、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクは風がやむのを待っている。外資導入への魅力を感じているのは、欧州も米国も日本も新興国も同じだ。このように、外資を締めつけるだけがBEPSではない。悲観論も楽観論も、ここでは必要ない。対に、現実には激動する税制には、対応することが不可避だ。その際に留意してほしいのは、税務は法務リスクだということ。ポストBEPS時代には、

転価格の文書化が最大の課題とされているが、文書を作れば済む問題ではない。日本に子会社をもつ米国企業などは、既に英国での対応を参照して改革に着手している。日本企業も、子会社が所在する国でのコンプライアンス対応、持ち株会社形態のグループ構造の検討、PE認定を避ける方策の実行可能性の検討、現地課税当局の動向調査など、今後必要とされる対応は多岐にわたるだろう。OECDのBEPSプロジェクトは、多国籍企業の現状維持時代の終わりを告げている。タックスプランニング、タックスコンプライアンスは確実に変化する。多国籍企業は今後もグローバルな節税、税リスクの最小化を目指すだろうが、税務当局からの透明性確保の要請は確実に高まる。親会社はどこにあるにせよ、BEPSへの取り組みを無視することは、リスクの増大以外の何者でもない。

セッション①

BEPS対応後の移転価格コンプライアンス ～文書化コストの低減とリスクマネジメントの考え方～

BDO税理士法人 パートナー 田村 敏明氏



日系企業の移転価格リスクは、まず税務調査対応から考える必要がある。親会社の税務調査の場合、課税当局は原則として法人税と移転価格を同時調査として実施しているが、移転価格調査の対象は大きく分けて2つある。1つは役務提供取引および親子間貸し付けなどの金融取引。もう1つは棚卸資産取引および無形資産取引だ。前者は、国外関連者に対する寄付金とされるリスクがあり、後者も例えば子会社支援のための値引きも寄付金とされるリスクがある。一方、海外子会社の税務調査の場合、移転価格文書の有無にかかわらず、営業利益率が低ければ現地課税当局が納得しない

リスクもある。それらの対応には移転価格文書の作成が重要だ。BEPS対応の移転価格文書に多少の不備があってもすぐに課税されるわけではない。次回の税務調査に向けて足元を固めていくことが肝要だ。BEPS対応の文書化の導入を契機として、移転価格文書の作成方法について見直すことも重要だ。一般的には、移転価格文書は外部専門家に委託するが、税制改正でBEPS対応の文書化が義務化されると、需要が急

増し委託先が飽和状態となってしまう可能性がある。その場合、多くの企業が自社で作成させるを得ない事態が想定される。今後、移転価格文書のコモディティ化が進むと、いずれ企業は自社で文書化を実施する時期が必ず来ると思う。BEPS対応後の移転価格文書のリスクマネジメントのポイントとしては、①移転価格文書の更新を税務調査のタイミングに合わせる②独立企業間価格の許容幅(ALPレンジ)の設定方法の共通化③移転価格の価格調整金の導入――などが挙げられる。また、移転価格文書化コスト低減のポイントとしては、①自社での作成に備える人的リソースを確保②移転価格文書の管理ツールを活用③文書化対象子会社を明確にする④主ルールを策定⑤移転価格算定方法について取引単位営業利益法(TNMM)偏重を見直すこと――が挙げられる。

といった作業は、まだ整っていないとはいえない。当社は情報サービス企業のトムソンと通信社のロイターが2008年に合併してできた会社であり、日々大量のインテリジェント情報を扱っている。こうした背景から当社ではBEPS

のソリューションを用意している。例えば、国別(CbC)報告書は、エクセル感覚の画面に各国の子会社が数字を入力するだけで、1つのデータベースに集約可能だ。レポートも自動的に生成できる。承認プロセス機能のほか、期日超過の子会社情報も自動的に通知される。監督メールを配信する機能もある。従来の連結会計システムなどを補完するソリューションとしても最適な。

TPPが発効すれば、原産地証明を自主発行するための貿易協定が使いやすくなる半面、監査・調査の手間が増える。これを減らしたい。国別の税アタリタリを活用して、システムのアップグレードは当社が行うため、人的ミス、税務調査時の作業などのリスクや手間が大幅に軽減できる。こうしたITソリューションを活用することで、ガバナンスをぜひ強化していきたい。

その結果、70カ国全ての税務プロセスを標準化し自動化が図れた。複数国間の業績比較や、税務業務の進捗状況も可視化でき

セッション②

ITソリューションの活用による 国際税務業務の効率化

トムソン・ロイター タックス&アカウンティング部門 ディレクター ビジネス・ટેィヘンロフメント 植木 謙氏



S、関税、間接税などの文書化に活用できるITシステムも開発している。BEPSについては「JONESOURCE Workflow Manager」というウェブベースのソリューションを用意している。例えば、国別(CbC)報告書は、エクセル感覚の画面に各国の子会社が数字を入力するだけで、1つのデータベースに集約可能だ。レポートも自動的に生成できる。承認プロセス機能のほか、期日超過の子会社情報も自動的に通知される。監督メールを配信する機能もある。従来の連結会計システムなどを補完するソリューションとしても最適な。

TPPが発効すれば、原産地証明を自主発行するための貿易協定が使いやすくなる半面、監査・調査の手間が増える。これを減らしたい。国別の税アタリタリを活用して、システムのアップグレードは当社が行うため、人的ミス、税務調査時の作業などのリスクや手間が大幅に軽減できる。こうしたITソリューションを活用することで、ガバナンスをぜひ強化していきたい。

その結果、70カ国全ての税務プロセスを標準化し自動化が図れた。複数国間の業績比較や、税務業務の進捗状況も可視化でき

人海戦術はソリューションにならない

セッション③

BEPS対応が税務戦略に与える影響 ～日本と欧米の違い～

BDOインターナショナル ジョン・ウォンフォー氏
税務部門グローバル統括責任者



BEPSプロジェクトに関する最終報告書は、始まりに過ぎない。最終報告書は勧告であり、実行は個々の国に委ねられているため、税制改正の内容や時期は各国で異なることが予想され、今後数年間は混沌とした課税環境が生まれる。また、経済実体の原則も重要だ。OECDは恒久的施設(PE)の定義変更や、2国間租税条約の変更をともなうPEの厳格化を行う可能性がある。持ち株会社などについても実体の必要性が強調され、リスク、資本および無形資産に対するリターンを中心に、所得配分と実態との整合性確保が求められるだろう。日本の税制はBEPSルールを多くを既に包含しており、移

転価格の文書化が最大の課題とされているが、文書を作れば済む問題ではない。日本に子会社をもつ米国企業などは、既に英国での対応を参照して改革に着手している。日本企業も、子会社が所在する国でのコンプライアンス対応、持ち株会社形態のグループ構造の検討、PE認定を避ける方策の実行可能性の検討、現地課税当局の動向調査など、今後必要とされる対応は多岐にわたるだろう。OECDのBEPSプロジェクトは、多国籍企業の現状維持時代の終わりを告げている。タックスプランニング、タックスコンプライアンスは確実に変化する。多国籍企業は今後もグローバルな節税、税リスクの最小化を目指すだろうが、税務当局からの透明性確保の要請は確実に高まる。親会社はどこにあるにせよ、BEPSへの取り組みを無視することは、リスクの増大以外の何者でもない。

セッション④

国際税務における グローバル企業のIT化事例

トムソン・ロイター タックス&アカウンティング部門 ディレクター クライアントサービスアジア・パシフィック・ビジネス・ટેィヘンロフメント シヤパン



グローバルな税務管理とガバナンス、通関とグローバル取引の自動化、取引に関する税務の自動化という3点について、グローバル企業のIT化事例を紹介する。

日本に本社を置くA社は、世界70カ国で事業展開する製薬企業だ。税務管理は各国で行っていたが、一元管理によりリスク回避を望んでいた。まず税務アドバイザーを採用し、さまざまなオプションを精査した上で当社のソフトウェアソリューションを選択した。

その結果、70カ国全ての税務プロセスを標準化し自動化が図れた。複数国間の業績比較や、税務業務の進捗状況も可視化でき